

2019年3月20日

各位

株式会社ジャパンビバレッジホールディングス

消費税転嫁対策特別措置法に基づく公正取引委員会による勧告について

平素より、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、弊社は、消費税転嫁対策特別措置法の規定に反する行為が認められたとして、公正取引委員会から勧告を受けました。

今回の公正取引委員会による勧告は、2019年3月8日付で中小企業庁より公正取引委員会に対して行われた措置請求を踏まえて行われたものであり、公正取引委員会により認定された事実は、中小企業庁により消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段の規定に反する行為と認定された事実と同一です。

消費税転嫁対策特別措置法に対する理解が充分でなかったことにより、対象の事業者様をはじめ、関係される皆様には大変ご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、当社は、中小企業庁のご指摘を受けて以降、速やかに対象となる事業者様に対し、2014年4月1日以降の消費税率引き上げ分をお支払する旨ご連絡するとともに、順次、手続きを行い、殆どの事業者様のお支払いを完了しております。

今回の勧告を真摯に受け止め、社内の全従業員に周知徹底を図ると共に、法令遵守を徹底し、一層のコンプライアンスの徹底と再発防止に努めてまいります。

以上